

令和3年度第2回

高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会

日時：令和3年2月3日（木）18：30～20：00

場所：高知城ホール 4F 多目的ホール

1 開会

2 報告

(1) 令和3年度の取組状況について

(2) 今後のひきこもり支援の方向性及び来年度の具体的な取組について

3 協議

(1) 市町村の相談支援の取組について

(2) 今後の検討委員会のあり方について

4 出席者

	所属	職名	氏名	備考
委員長	高知県立精神保健福祉センター (高知県ひきこもり地域支援センター)	所長	山崎 正雄	
副委員長	高知県臨床心理士会 (高知県公立大学法人高知工科大学)	会長 (教授)	池 雅之	
委員	厚生労働省高知労働局職業安定部	職業対策課長	安田 博人	
	高知県精神科病院協会 (高知鏡川病院)	医師	鎌倉 尚史	
	高知大学医学部神経精神科学教室	特任助教	小松 静香	代理
	高知県精神保健福祉士協会	会長	宮本 彰	
	高知県介護支援専門員連絡協議会	会長	廣内 一樹	
	社会福祉法人高知市社会福祉協議会事務局 共に生きる課高知市生活支援相談センター	センター長	石元 慎次	
	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 事務局地域支援部地域・生活支援課	課長	間 章	
	こうち若者サポートステーション	所長	横畑 健	
	特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 高知県支部やいろ鳥の会	支部長	坂本 勲	
	高知県民生委員児童委員協議会連合会	会長	池永 彰美	
	高知市健康福祉部	地域共生社会 推進課長	川田 智恵	代理
	いの町ほけん福祉課	課長	澁谷 幸代	
	高知県心の教育センター	所長	山中 常嘉	欠席
高知県保健所長会 (高知県安芸福祉保健所)	会長 (所長)	福永 一郎		

## 1 開会

## 2 議事

(委員長)

よろしくお願いいたします。

一言、ご挨拶いたします。高知県のひきこもり支援は厚労省のほうもすごく注目をされていますし、特に安芸とかいの町でやられてる支援っていうのは、国も手本として、全国的にこうもっていきたいという動きもあります。私もいろいろ国の研修等もやっておりますけども、先ほど部長さんからお話がありましたように、包括的に、どういうふうに仕組みをつくっていくのかというところがすごく重要なところになっておりまして、ひきこもりのみならず、地域共生社会をどうつくっていくとか、生活困窮とか、あと自殺対策、依存症対策、また発達障害の方々等々、あと高齢者の支援も含めて、そういった本当に幅広く、包括的に地域をどうつくっていくのかというふうなところで、高知県のひきこもり支援というのはすごく注目されているところでもございます。また全国のお手本になるような形で進めていければなというふうに思っておりますので、今日の、会でも忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に沿っていきたいと思いますけども、まず報告、2の報告、(1)の令和3年度を取組状況について、というところで、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

## 2 報告 (1) 令和3年度を取組状況について

(事務局：地域福祉政策課)

はい、地域福祉政策課です。それでは報告の1の令和3年度を取組について、ご報告申し上げます。資料、1ページをご覧ください。令和3年度を取組のうち、地域福祉政策課及び、福祉保健所の取組につきましてご報告をいたします。

まず、相談に関しまして、ひきこもりピアサポートセンターでございます。

当事業は、令和2年度から開始いたしまして、元ひきこもり当事者が中心となったピアサポーターによるピア相談、アウトリーチ型の訪問支援等を行う事業でございます。

令和3年4月から12月末の実績でございますが、相談件数は、延べで756件になっておりまして、括弧内は9月末からの増加数となっております3か月で211件増加をしております。その下の新規相談ケース数でございますが、53ケースで、24件の増加となっております。

そしてその下の居場所や社会参加などの対応につながったケースでございますが、6件の増で、17件となっております。

相談件数は順調に伸びているところでございますが、今後の課題としまして、本人が新たな社会参加を希望した場合に、本人に適したタイミングで、スムーズに、次の支援につなぐため、関係機関とのさらなる連携体制を日頃から作っておくことが必要であると考えております。

次、右の就労支援に関しまして、ひきこもり自立支援体制構築事業でございます。

当事業は令和元年度から開始しております、高知市内の就労サポートセンターかみまちにひきこもり者等就労支援コーディネーターを配置しまして、ひきこもりの人のアセスメントや、個々の状況に応じた就労に向けた支援を実施をしているところでございます。

今年度の実績としまして、12月末時点で13名の方が延べ288回利用され、うち2名の方が就職をしております。また当事業において今年度から開始しました「就労体験」を実施した方は、前回9月末から3名増えまして、7名となっております。

当事業の課題としましては、事業として県内全域を支援対象として、幡多などにも出張しているところでございますが、拠点が県内1か所であるために、やはり、相談者側が距離や時間の負担を感じやすいという点にあります。これに対応するため、後ほどご説明する、来年度の取組では就労体験拠点の拡大などを盛り込んでいく予定でございます。

次に、下の、福祉保健所における管内市町村支援の取組でございます。

左側の①、連絡会の実施ですが、市町村の相談支援体制の充実、人材育成を進めるため、福祉保健所単位で管内連絡会を企画・実施をしました。

令和3年度は、県内5か所ある福祉保健所にて、計6回、管内市町村や関係機関、民生委員、あったかふれあいセンターの職員などを対象に、連絡会を実施いたしました。内容については各福祉保健所が管内の状況に応じて企画していきますが、大きく分けると、地域の方々を対象とした普及啓発、市町村担当者等を対象した連携体制の場づくり、事例検討などを通じたスキル向上のための研修といったものになります。

連絡会以外にも市町村への個別支援として、市町村が主催するケース会議等への出席、情報共有ですとか、市町村の把握する個別ケースへの助言、役割分担、同行支援などを行う場合もあります。

市町村単位では、ひきこもり支援に関する情報や社会資源が不足するため、引き続きブロックごとでの連携や情報共有の機会を設けることが、今後必要であると考えます。

以上、地域福祉政策課からの報告を終わります。

(事務局：ひきこもり地域支援センター)

精神保健福祉センターの令和3年度の取組についてお伝えします。

直接支援である相談支援等と、間接支援である地域支援研修啓発について、12月末までの実績を中心に記載しています。

前回の検討会で9月末までの実績報告をさせていただいておりますので、10月以降の追加事項を中心にお伝えしたいと思います。同じく直接支援は、括弧書きで、9月末以降の増加数を記載しています。

来所相談と電話相談をした件数は、同じくコロナの影響がありました令和2年度12月末までの実績よりは少し多い状況ですが、居場所づくり支援の青年期の集い延べ60名の参加状況も含め、直接支援はコロナ前の令和元年度よりは少なくなっている状況です。

原則、訪問は行っておりませんので、相談対象者が20代30代の方が割合としては多いですが、近年40代以上の方の割合も増えてきております。

2 地域支援、3 研修については、主に支援機関への支援者向けの間接支援です。

高知市内にひきこもり地域支援センター1 か所で、直接支援に対応できる範囲が限られていますので、身近な地域で対応する機関への支援を行っております。

ケース会議は、一部の市町と、福祉保健所と若者サポートステーションさんになりますが、年間計画をもとに開催しており、今年度の予定がほぼ終了しています。

これに加え新たな地域とのケース会も入ってきておりますので、今後は、圏域ごとに開催するなど、やり方の工夫も必要だと考えているところです。

研修会については県外講師のオンライン講義をいただいたDVDの貸出しによる研修に、遠方の支援機関含め、多くの機関から希望があり、12月末までで110名の方に視聴いただいております。研修会や勉強会講師についても、依頼に応じて、12月末までに8回、スタッフを派遣しています。こちらも近年、関係機関からの希望要望が増えてきている状況です。

身近な地域で支援する市町村を圏域で支援いただき、私たちもまた、関係機関や圏域を支援することで、ひきこもり支援をしている方をサポートできる体制で動いていきたいと思っています。

課題としましては下に記載していますように、ひきこもり地域支援センター1 か所で、県内全域に対する直接支援には限界があるため、身近な地域圏域で支援体制が機能することが必要な状況です。

今年度は先ほど、ご説明もあったように福祉保健所が実施された管内市町村等との勉強会や情報共有の場への協力支援をさせていただき、身近な圏域単位で情報交換意見交換の場があることが地域の状況に即した支援や課題を考えていける大事な場だと感じました。

高知市とも市の関係部署から先にお伝えした勉強会やケース会などでの説明の機会を今年度もいただきましたので、引き続き、機能分担など一緒に考えさせていただきましたらと思っています。

私たちひきこもり地域センター職員も、自分たちの支援の関わりに迷ったり、地域からの相談に十分応えられているかと振り返りながら、日々取り組んでいる現状もあります。令和2年度から人員体制を強化していただいておりますので、今後も、直接間接支援をしっかりと取り組めるようにしていきたいと思っています。以上です。

(事務局：生涯学習課)

続きまして教育委員会のほうから説明をさせていただきます。3 ページ目をご覧ください。

生涯学習課からは、若者サポートステーション取組について報告をさせていただきます。

「1 事業概要」の下にございますように、この事業は中学校卒業時ですとか、高校中途退学時の進路未定者、あるいは、ニートやひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代のうち長期間無業であった方や、ひきこもり傾向にある方に対して、県内、サテライト含みますと5か所にあります若者サポートステーションを核として、就学や就労に向けた支援を行うことで社会的自立を促進していこうとしているものです。

それでは下の方になりますが、2 の取組実績をご覧ください。事業全体としましては、12月末までの3月、4月からの分になりますが、相談の件数が8,123件、新規登録者は238人、進

路決定者 150 人となっております、この時点で、既存の登録者を含めた、単年度での進路決定率は 31.4%と、なっております。

その下になりますが、利用者を年齢別で見ますと、10代は 87 名、20代 70 人となっております、新規登録者の約 6 割を占めております。40代につきましては 42 人ということで 2 割弱となっております。

こうした方々を対象にやっておりますセミナー等への参加につきましては延べになりますが 1,081 人、学習支援のほうへの参加は延べ 542 人となっております。その横のほうに、小さい※印で書いてありますが、高等学校卒業程度認定試験には 13 人の方が合格をされております。

このうち、40代への支援につきましては、右のほうになりますが、相談、内数ということでご覧ください。相談延べ件数は 923 件、新規登録者が 42 人、就職決定者は 16 人となっております。相談のきっかけとしましては、こういったサポートセンターでチラシを地域に配布しております、それが 1 番の要因となっております。その次に関係機関からの紹介ですとか、あとウェブ広告の順となっております。広報によって、かなり周知に成果が見られているというふうに今年度考えております。

またその枠囲みの 1 番下になりますが、職場体験の実施において利用者へ手当を支給します。インセンティブ制度の活用状況については少し少なく 7 件となっております。

その次は 1 番下の枠囲みになりますが、課題としましては、まず 1 点目としまして、様々な事情を抱えている支援者に対して、効果的な支援が行えるよう支援関係者の資質向上に努めていく必要があるというふうに考えております。やはりなかなか難しいとサポートステーションから話を聞いております。

2 点目としましては、コロナ禍でなかなか対面での支援が難しい状況にあるため、支援方法の工夫が必要であるというふうに考えております。その枠囲みは下のほうになりますが、その対応としましては、そこにありますように、若者はばたけプログラム活用研修会を支援する側になります関係機関の職員の方々を対象に開催しております、資料には 7 月から 9 月というふうになっておりますが、今年度は 9 月から 10 月にかけて、3 回の講座を実施しました。

3 回目の講座の時にいたしましたアンケートでは、このはばたけプログラムを活用したことがないという参加者が 69%いらっしゃいましたが、今後使いたいという方が 77%になっておりまして、参加者が一定このプログラムの活用方法を理解していただいているのではないかとこのように考えております。来年度も同様の時期に開催をしたいと考えております。

また、対策の二つ目は、支援方法の工夫としまして、やはり、なかなか対面が難しいということもございますので、オンラインの活用を積極的に行っていくことです。前年度以前はなかなか活用が進んでなかったんですが、今年度につきましては一定活用を進めまして、オンライン相談延べ件数は 162 件となっております。来年度も支援の方法の手段として活用を促進していきたいと考えております。

支援を必要としている方々が 1 人でも多く、こういった支援機関につながるよう、若者サポートステーションの取組を一層推進してまいりますので、引き続きご支援ご協力のほどをよろしく申し上げます。生涯学習課からの説明は以上となります。

(事務局：地域福祉政策課)

はい、続きまして、4ページをお願いいたします。

令和3年度の取組のうち、市町村の取組状況についてご報告申し上げます。

1の市町村における相談件数の推移ですが、4月から12月までの市町村の相談件数につきまして4月から10月と、県で広報強化を行いました11月以降に分けて記載をしております。

①の相談受理状況ですが、市町村で相談のあった延べ件数は883件です。同じ方から複数回の相談があった場合には複数カウントとしております。

②の新規相談件数は、令和3年2月から12月の間にあった相談のうち、その初回の相談件数についてカウントしております。合計は111件で、ひと月当たり10件強の新規相談があることとなりますが、1市町村当たりでいうと、一月に一件に満たない状況となっております。まだ相談につながっていない場合が多くあるものと考えますので、県としても引き続き、情報発信など取組を行い、窓口の周知を進めてまいります。

③のつなぎ件数としましては、相談受理後、具体的な支援等につながった件数は91件となっております。つなぎ先としては、社協、生活保護、生活困窮者自立支援事業などとなっております。

次に市町村における、2の支援対象者の実態やニーズの把握について、令和3年10月時点で調査結果をご報告いたします。実態調査などを通じまして、一定把握している市町村は9か所となっております。前回令和3年3月の調査から2か所増となっております。一方、その他が18か所となっております。まだ具体的な取組方法が検討出来ていないところもございます。

未実施の理由としては自治体規模が小さく調査なしで把握が可能のため、との回答が多く、調査という形での把握が必ずしも必要でない場合もありますが、マンパワーやノウハウ不足で着手出来ていない自治体もありまして、今後、県としても取組やすい方法などの情報提供や把握に向けた支援を行っていく必要があると考えております。

3の市町村プラットフォームの設置につきましては、10月末までに設置済みの市町村は14か所となって、前回令和3年3月から4か所の増となっております。

③に記載のとおり、市町村プラットフォームを設置した市町村では、プラットフォームを個別ケースの検討やアセスメントの実施、ひきこもり支援に関する研修、地域課題の見通しや、支援方針などを総合的に検討する場として活用をされております。

一方、設置が難しい理由としましては、マンパワー不足や、関係機関との調整に時間や労力を要して、設置が進んでいないとの回答がございました。

以上のことから市町村における取組の課題としましては、当事者や家族からの相談は定期的にあるものの、相談を受け止めた後にそのケースをどのように支援していくか、誰が主となって関わるか等について協議する場である市町村プラットフォームやつなぎ先となり得る社会資源が不足しておりまして、次の支援の検討に進みづらいということ等が挙げられます。

そのような課題への対策としまして市町村においては、多機関が関わりながら把握やつなぎなどの支援を行うことが必要でありまして、そのためには県として社会福祉法で努力義務となった市町村の包括的な支援体制整備に対しまして、後方支援を充実させていく必要があると考

えております。取組報告につきましては以上でございます。

(委員長)

以上ご報告いただきましたけども、様々な課題というのが浮き彫りにはなってきたかなというふうに思います。

県全体を高知県でどう取り組んでいくのか、市町村で窓口という形で出来てはいるんですけども、それを検討して様々な支援につなぐというふうなところが、まだまだ十分でないといったところとか、重層的な支援をこれから福祉保健所や、県の精神保健福祉センター、ひきこもり地域支援センターとつないでいくのかというふうなところもあるかなと思いますけども。

今の事務局からのご報告について、このあたり、もう少し詳しく補足があればというようなところとかございましたら、お願いします。

次の報告にもこう、令和3年度の取り組んできたこと反映されてくるかと思しますので、その辺り、またご意見がその時にも出していただければと思いますけど、よろしいでしょうか？

それでは、報告事項の確認と今後のひきこもり支援の方向性及び来年度の具体的な取組についてということで、再び事務局のほうからご説明をお願いいたします。

## 2 報告 (2) 今後のひきこもり支援の方向性及び来年度の具体的な取組について

(事務局：地域福祉政策課)

はい、地域福祉政策課です。資料は5ページをお願いいたします。

報告の2の、今後のひきこもり支援の方向性及び来年度の具体的な取組についてということで、地域共生社会の実現に向けた取組とは、ということで説明させていただきます。

前回10月の当委員会でのご意見等踏まえまして、今後のひきこもり支援の方向性及び来年度の具体的な取組につきまして整理しましたのでご報告させていただきますが、その前に地域共生社会の実現に向けた取組ということで、先ほども市町村の取組の報告の中で出ておりました包括的な支援体制について説明させていただきます。

市町村によって、福祉政策の進め方ですとか、社会資源が異なっておりまして、それぞれの実情に応じて、包括的な支援体制の整備を検討されているところがございます。

ここでは、県としてとられております包括的支援体制の考え方や今後市町村で目指していただきたい体制の一例としまして、資料5ページのイメージ図により説明させていただき、皆様と共有できればと思います。

現状の欄でございますが、一つ目の○にありますように社会福祉ではこれまで高齢、障害、児童、生活困窮といった各分野の制度が確立されておりまして、課題に応じたサービスが提供されているところがございます。一方地域の力が弱まる中、ひきこもりですとかヤングケアラーといった、個人や家庭が抱える問題・課題が複雑化・複合化して、各分野のサービスだけでは十分に対応出来ないというケースが増加しております。

そのため今後は課題欄の一つ目にあります通り、地域から孤立して、支援が十分届かないことで問題が深刻化するケースも多く見られてますし、問題を早期に発見して速やかに必要な支

援につながる予防の取組ですとか、課題ごとに縦割りで支援するのではなくて当事者だけでなく、世帯全体を包括的に支援することが必要とされております。

このような課題に対応するため、社会福祉法の改正により市町村の包括的な支援体制の整備が努力義務とされたところでございます。

資料中央に記載してあります包括的な支援体制のイメージのとおり、各市町村で「柱1 包括的な相談支援」、「柱2 社会参加の支援」、「柱3 地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことが求められております。

特に図の中央にあります通り、断らない相談窓口で受けた相談のうち課題が複雑化・複合化している課題を持つ個人や家族につきましては、図の右にあります多機関協働の中核機能を活用して、様々な機関が参画して支援方針を確認、決定をしまして進捗管理を行っていくという流れになっております。

このうち困難事例にありましては、下の重層的支援会議において、コーディネーターを中心とした多機関での連携によりまして、課題の解決に向けて一体的な取組や進捗確認を行っていきます。福祉専門職だけでなく、地域の支援者とともに課題解決に向けた検討を行うことが包括的な支援体制のポイントとなります。

また、ひきこもり支援のように段階的な支援や伴走型の支援が必要な場合は、柱2や柱3にある地域とのつながりや居場所といった地域支援が重要となりますので、地域とともに取り組んでいくことが必要でございます。

以上のような、包括的な支援体制の考え方を念頭に置いて、来年度のひきこもり支援の取組についても進めていければと考えております。

次の6ページをご覧ください。

具体的な令和4年度の取組でございます。

右下の黄色のところを見ていただきたいのですが、これまで当委員会で掲げてきました三つの柱に基づいてご説明をいたします。

3本柱のうちの一つ目、相談支援体制の充実では○拡にあります通り、今年度作成した千原ジュニアさんのリーフレットやポスターを通じてさらなる情報発信の強化を進めていきたいと考えております。

また、二つ目の○にある市町村におけるアウトリーチ等による実態やニーズ把握、支援の横展開ですとか、三つ目の○の市町村プラットフォーム、左の図にプラットフォームの図がありますが、プラットフォームの設置・運営の促進についても県として後方支援をしていくことで、市町村が相談を受けた後に速やかに支援方針の確認やつなぎ先の検討を行える体制整備を支援しています。

なお、この部分は先ほど5ページで説明をしましたイメージ図で言いますと、柱1の包括的な相談支援のうちの右側にあります重層的支援会議に当たるものとなっております。次に二つ目の柱、人材の育成では、市町村の技術支援の強化としまして引き続き県によるスーパーバイズの実施や福祉保健所、ブロックごとの研修の実施などを進めてまいります。

三つ目の柱、多様な社会参加に向けた支援の充実では居場所など社会参加につながる環境づ



くりを進めるため、あったかふれあいセンターなど既存の地域資源の活用や民間団体の取組に対する支援の拡充を図ってまいります。

また就労に向けた支援について○拡をつけておりますが、就労体験の訓練の場を活性化するためにインセンティブを設けた就労訓練等のさらなる促進を行います。

具体的には資料1ページ目でご報告しました、ひきこもり自立支援体制構築事業の課題として挙げておりました拠点が県内1か所と少なく、相談者が距離や時間の負担を感じて相談しづらいということを解消するため、就労体験や就労訓練をコーディネートする拠点を県内3か所に増やしていきたいと考えております。

なお、この多様な社会参加に向けた支援の充実につきましては、5ページ目のイメージ図で言いますと左下にありました、柱2の社会参加の支援や柱3の地域づくりに向けた支援とも重なっている部分として捉えていただければと思います。

令和4年度はこれまでの三つの柱に加えまして、市町村が包括的な支援体制の整備のために活用できる国の事業であります重層的支援体制整備事業の活用支援もあわせて行っていくこととしております。説明は以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

令和4年度に向けては今後のひきこもり支援の方向性及び来年度の具体的な取組について、説明いただきましたけども、これについてご意見とかご質問等ございましたら、いろいろ意見等出していただければと思いますよろしくお願いいたします。

(委員)

こうち若者サポートステーションでございます。

5ページの多機関協働の中核機能というご説明をいただきました。聞き逃したかもしれませんので確認です。

6ページの4の1の下の端の丸の市町村プラットフォームの設置・運営がこれにあたるということですね？(事務局から「はい」回答あり)ありがとうございます。

サポステでも支援をしていて色々な利用者の方が、例えば障害であったり生活問題を抱えていたりとか、問題が複層してあったりするので、サポステでもこういう包括的な支援ということを目指してやっていますが、色々な関係機関との連携をどこに相談したらいいのだろうという例もありますので、こういったものがしっかり出てくると私たちも相談する場所とか、一緒に支援ができるところがどこかということを考えていけますので、是非充実していただければと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

他にご意見とかご質問とかございましたらお願いいたします。

(委員(代理))

高知市の地域共生社会推進課です。

一つ5ページの図の方でちょっと、会議体の位置づけの整理といたしますか、ちょっとその確認をさせていただきます。

多機関協働の中核機能ということで右側に支援会議と困難事例が重層的支援会議ということで記載がありますけれども、支援会議の方は本人同意はなくても開ける。で、重層的支援会議は本人同意がないと開けないという理解とっておりますけれども、そうしたところの支援会議の中から重層的にいけるものといけないものがあるものがでてくるのかなと思うんですけど、そういう理解でよろしいのでしょうか？

(事務局)

はい。国の事業ではそうなっておりますので、そういう理解でよろしいかと思えます。

ただ、別に国の事業をとらなくてもこの会議は開くことは可能でございますので、市町村さんにおいて最善の方法をとっていただければと考えております。

(委員長)

こういった会議の在り方ってすごく難しく本人さん入れて実際の支援はどうするかというふうな会議もありますし、市町村がどういうふうな方向で動いていくかそのための仕組みをどのようにつくっていくかというような会議もありますので、もっと柔軟に考えていってもいいのかなというふうに私は個人的には思ったりします。

なかなかこういった支援会議を開いていく時に、発達障害特性のある方だったり精神疾患とか精神症状のある方とか、そういった人たちへの支援というのが市町村で会議を開く時になかなかうまく入っていかないというふうなところもありますし、これから県下全域の各市町村でこういった会議を開いていくってなってくると医療機関と連携という形で医療機関等って簡単に絵に描いたら入ってくるんですけど、実際本当にできるのかっていうふうなところなんかすごく思うところです。

委員さんとか、「こういった会議を市町村でやりますよ」「会議開きます、医療機関の方々に参加していただいて」とか依頼があった時に実際できるものなのかというところなんか、お聞かせいただけたらと思うんですけど。

(委員)

実は先日の町さんとは直接お会いをさせていただく機会がありまして、もし誰かそういう該当する方、ケースがあればまた相談しましょうというお話をさせていただきました。

さっきのページの質問になりますけれども、実際、通常勤務の方がどうしても優先されるところがあるので全てのケースにおいて可能ですって私が1人で言い切ることは出来ないんですけど、ただ精神科の病院というのは高知県、数としてはまあ地域のほうに行けばちょっと少なくはなっちゃいますけれども高知市内を中心に数はあります。精神科医もいますので、もう本当によく言ってますけれどもいっぱい数当たってですね、相談して対応していただける

医師を探すしかないかなというふうに考えています。相談をかけてすぐに対応っていうのは難しいにしても数日以内とかです。ね、予定を立てて対応する。今の時代であれば例えばオンラインで対応できるとかです。ね、そういうものであれば、ある程度こう融通をきかせていただける先生もいるのじゃないかなというか、そういうふうには思います。

(委員長)

ありがとうございました。

たしか前回の会議のとき、委員さんから協力出来ますよというふうなお話があったので早速いの町さんからお話があったかと思うんですけども。

いの町さん、何かこうそういった情報とかもし入ってれば。

(委員)

まだ特に個別でお願いしてる事例はないんですけども、先生とこういう委員会を通してご縁が出来ましたのでちょっとお願いに行ってしまった。確かに委員長がおっしゃられるように医療の分野がなかなかその課題を抱えている方に対しての支援が難しいところがありますので、そういった専門的な視点でのご助言をいただくと支援が進んでいくと思います。

やっぱり先生方に直接アドバイスといいますか、ご本人さんにこうしたらいいよっていただくと進むこともありますので、これからぜひまた先生にもお力をお借りしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

一つ一つのケースをどうするかだけでなく、医療の要素もある方等を市町村でどういうふうに支援していけばいいのかという助言とか、いろんなヒントとかいただくために精神科医療機関専門機関とか入れればいいのかなと思いますけども。それは多分医師だけではなくて、医療ソーシャルワーカーさんとかも入ってくると思うんですけど。

委員さんから医療でこういったひきこもり支援とか共生社会の中で、医療の果たす役割とかで協力できるものがあるかどうか。

(委員)

ご質問ありがとうございます。

そうですね、個別ケースでの相談と、その地域の体制づくりとか地域づくりの問題アプローチとしては別のものもあるのかなと今話を聞きながら思ったところです。

というのは縦割りの解消という中では地域の中でどういう体制をつくっていくのが大事で、その中で個別ケースもあれば地域としてどう取り組んでいくのかも。そういった時には例えば医療機関として会議に出てもらうことが大事だと考えると、出てきていただける協力者が例えばワーカーである場合もあれば心理士である場合もあればドクターである場合もあれば地域に精通した看護師さんであるかもしれません。出ていこうと思った時にはその地域の中で

の医療機関の役割の明確化と、病院であれば現場レベルでのケースでのかかわりと病院として協力できる体制を地域の中でどう巻き込んでいくかということと、管理者の理解を幾つかのチャンネルでアプローチをしていただけると、こういう場に出て行きやすくなるのではと思ったりします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

医療機関の持つ専門性というふうなところをひきこもり支援とか市町村のいろんな会議の中でどう反映させていけるかというのはすごく重要になってくるかと思うんですけども。

今日は欠席されてます委員さんからもいろいろコメントいただいて、今日は大学病院のほうから参加されてると思うんですが、いきなり振って申し訳ないんですけども、例えばこう、ひきこもりの方の背景として発達障害とか精神疾患を持たれてる方がいて、なかなかそういった人たちのご支援・理解がまだまだ地域では十分でないというふうなところもあるかと思うんですけども、その辺り発達障害とかを専門とされている大学の先生の方からひきこもり支援していく中で大学とか医療機関とかができる役割等について、少しご助言いただければありがたいんですが。

(委員(代理))

委員の代理で参加させていただきました。本日の会議について先生の方からもコメントを預かっておりますので、ご紹介させていただきます。

ひきこもり支援の取組について、段階的に就労に結びつけられるようなつなぎ先としてのひきこもりの方の居場所を様々な立場で増やしていくことが重要ではないかと考えています。

ひきこもりの方の中で、発達障害特性の強い方は感覚過敏もあり、急激な状況の変化には対応しにくいことが多く、同時に複数の作業をするのが苦手なケースも多いので、落ちついた環境の中でスモールステップで、少しずつ何か地域と関われる活動を行っていくことが大事なのではないかと考えています。

そのためには様々な段階で身近な居場所が必要になり、例えば農業や伝統工芸、一般企業、ボランティア、レクリエーションなど、地域の様々な立場の団体が無理のない範囲で関われる余地はあるのではないかと思います。

このような団体のひきこもりや発達障害、精神障害に対する対応方法など理解が広まることが重要だと思いますので、そのような団体等を対象とした研修や情報提供、そして何ができるか検討する意見交換の場があるといいのではないかと思います。

またひきこもりの予防も重要で、不登校への対応や県外に就職・進学して不適應を起こして県に戻ってきた若者への就職定着も重要で、これも様々な居場所が必要なのではないかと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

そういった分野に大学という教育の専門機関とか医療機関とかにも各市町村でそういった啓発活動の中にご協力いただければ、ひきこもり支援もまたより充実したものになるかなというふうに思います。ありがとうございました。

(委員長)

発達障害とか精神障害を持たれてる方の支援ってのもひきこもり支援の中ではとても重要になってくるんですけども、県の方でもひきこもりの就労、コーディネーター置かれて、また増やしていくというふうな方向性があるんですけども。

そもそもこうハローワークでありますとか若者サポートステーションではそういった発達障害とかいろいろ生きづらさを抱える方たちへの支援もされてるところかと思えますけど、その辺り、委員さんや委員さんから、就労分野とか仕事の分野で工夫されているところとかお話いただければと思います。

(委員)

ハローワークにおいては、発達障害者や精神障害を持たれている方の相談については、少し時間をとって相談をすすめ、ご本人さんの状況に応じて時間の短い就労(パート)や、先ほど話のあった農業など、ご本人の希望を踏まえ職業紹介を行っています。こちらから強制することなく、ご本人と一緒に探していくような形で進め、何か技術を身につけたいとのことであれば、職業訓練を案内し、技術取得後に就職に結びつけたりしています。また、就職後の職場定着のため、関係機関と連携して定着支援を行っています。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

県は今後の方向性の中に市町村プラットフォームの取組の中にハローワークも入ってるんですけど、こういった実際こういういろんな市町村にハローワークの支援者の方が入っていただくのは可能なんですか。

(委員)

是非、ハローワークに声をかけていただければと思います。令和3年12月23日から室戸市のプラットフォームにハローワーク安芸の担当者が参加し、ハローワークの支援について説明させていただきました。是非、最寄りのハローワークにお声がけいただければと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございました。心強いお言葉だと思います。ありがとうございました。委員から何かございましたら。

(委員)

はい。発達障害や精神疾患などの色々な課題を持って生きづらさを感じている方も支援もさ

せていただいております。

まず共に考えていこう一緒に考えていこうという姿勢でやっております。話をとにかく聞いてまず利用者の方の理解を私たち支援員がしっかりしていくということが大事だと思っています。本人がご自身の特性を受入れられない場合やご家族も受け入れられない場合もあります。そういった場合に時間をかけて、どういうことなのか、どういう仕事に向くのかとか、そのようなことをゆっくり話していくことに力を入れています。

それから、受入れ先の事業所の方でやはりそういう方に対する理解が十分でない、せっかく就労が出来てもなかなか続かなかつたりしますので、理解を持って少し配慮していただくと就労が継続出来たりとか、問題が解決することがありますので、一番はそういう受入れ先の方の理解という部分で私たちでいうと職場開拓員を配置して、ご理解いただくように、いろいろ啓発といいますかお話をさせていただいてるところです。

あと、ハローワークさんもおっしゃっていましたが、就労後の定着ということで1年間ぐらいはずっと見守りとして連絡をとりながら状況を見ていくといったようなことをしております。また私たちも地域での連絡会やケース会にも呼んでいただき参加させていますが、プラットフォームといったところを本当に期待していますので、ぜひ充実していくようによくお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

いろんな専門機関の方々に協力していただいて、プラットフォーム等市町村への支援が充実していけばというふうに思います。

また人材の育成のところでもまた県の取組について書かれてますけども、なかなか地域の見守りにおいて知識理解が十分でないというふうなところの課題があって、人材育成をしていくところも出てますけども、地域の見守り役といえば民生児童委員さん、すごく重要なところになるかと思えますけども。委員さんからこの県の示している支援の方向性、来年度の取組について何かご意見とかご要望とかございましたらお願いしたいです。

(委員)

あまりお答えになってないと思うんですけど、私たち地域での見守りが1番の役割だと思ってますけど、いろいろ意識をして見ないといけない。ということはこの頃よく思うようになりました。

それで今1番私が気になってるのは、ひきこもりであろうという40歳の男性のことがありまして、その方は、父親も母親も亡くしましたので今1人で住んでます。多分、食料とかなんかそういうのは自分で買いに行ってると思います。周りの人からあの子はこの頃、着るものが薄汚れたような感じになったとか、そういうふうな話がありました。それで、何か月前に地域包括支援センターに相談しました。包括でチラシを入れてくれて、それから私も手紙を置いてきたりとかしてまして、亡くなった母親のことを知ってますので、命日が近い時にお花を持って行って置いてありました。なかなか手紙入れても見てくれてませんでしたけど、次の日お

花はなくなってるということで、中に取り入れてくれたようです。

そういうようなことがあって、どうにかしてあげたい。

その子のことは私が何年前から知っていましたが、その頃はまだ父親が生きてましたし。今は父親も亡くなってらしいので、父親の年金もなく、その後どうしているのかなど。

まだ40歳になったばかりですけど、どういうふうになるんだろうと、すいません話がまとまりませんが、私はそのことがすごく心配で、だからいろいろなことに対して民生委員として見守りをしなければいけない、ただ見るだけではいけない、意識して気をつけてみなければいけないという事をすごく感じてます。

(委員長)

ありがとうございました。地域で見守りされてる方にとって、その地域で本当に困ってらっしゃる方がどうしてこういうことになっているのかといったことの専門的な支援がなかなか地域でわかりづらいというところもありますし、様々な支援の体制はあるんだけどそれが本当に横のつながりの中で重層的に、市町村で果たして本当にできるのかっていうふうなところにもつながるかと思います。

見守り役の方々に専門的ないろんな知識とかも理解していただくとともに、それをやるからには専門的な機関がいかに見守りをしてる方に、本当の意味でのご支援としてつながっていくかといったところでもすごく重要なこととお話しいただいたと思います。

ありがとうございました。

続きまして協議事項に入っていきたいと思います。

まずは(1)の市町村の相談支援の取組についてということで、先ほど「今後のひきこもり支援の方向性」「来年度の具体的な取組」についてのところでもありましたけども、これからはもう本当に市町村を中心として、ひきこもり支援が展開されていくことになっていくかと思えます。

そういったところで今回、市町村からご報告いただけるということですので、その中で市町村が何ができるか、県として何かできるかという課題、そして実際に支援をどう組立てていくかということにつなげていければと思います。まず、委員の皆さんに協議いただく題材として市町村のほうからご報告をいただければと思いますよろしくお願ひいたします。

### 3 協議 (1) 市町村の相談支援の取組について

(市町村)

それでは取組について報告させていただきます。

当町の方では、あったかふれあいセンターを地域づくりの拠点として位置づけまして、これまで地域づくりを進めてきました。その中で、やはり地域における課題という中でひきこもりの方の把握といったところが出てきておりました。

もともと地域担当保健師やあったかふれあいセンターのコーディネーターの日々の地域活動の中では、訪問等でそういった方の把握というところは出来ていた状況です。しかし、情報共有や支援内容を共有する場がなく、それぞれの機関の単発支援で終わってしまい、就労、困窮、保険や医療、あと介護、不登校など、複合化する当事者及び家族の悩みや困り事に総合的に関わっていくことが出来てない状況にありました。

そこで当町としましては、3年計画で取組を計画し、1年目の令和2年度は情報収集とあわせて会議体の創設を行いました。今年度（2年度目）は、アウトリーチと情報の整理、課題の明確化ということで取組を行っています。来年度は、社会とつながることができる場所の創設ということで取組を進めていく予定です。

ひきこもりに関する相談が多岐にわたっていることが多く多面的に介入し、手厚く伴走的に支援するためには、支援機関同士の連携が必要であることを確認し、それぞれの関係者が集まる会議体、このフロー図にあります「市町村プラットフォーム」を創設することになりました。

支援フローとしましては、フロー図を見ていただいたら分かるんですけども、もともとある相談を受けとめる機関として町内に6拠点あるあったかふれあいセンター、それから介護保険事業で取組を行っています。その他にも生活支援整備体制事業における地域コーディネーター、それから町社協で行っている生活困窮者自立支援相談機関、あと行政における様々な窓口が相談の受け止めを行います。

この中で、ケース検討も繰り返してはいくんですけども、この中のケース検討だけでは検討が出来なかったり、支援が途切れてしまうような事例を大きな「市町村プラットフォーム」の場で共有をしましていろいろな方策につなげていくような形を考えております。

当町の方では、その「市町村プラットフォーム」の協力機関として黄色い部分で書かれています、県福祉保健所であったり、庁舎内の連携できる機関、あとあったかふれあいセンターのコーディネーター、町社協、就労面での若者サポートステーションの方に協力をいただいて共有の場を設けております。

またその中で共有した課題をそれぞれの機関で役割分担を行いながら、アウトリーチ等を通じた継続支援としてあったかふれあいセンターのコーディネーターや地域担当の保健師等が訪問活動を行いながら見守りを続けております。

あわせて参加支援としまして、あったかふれあいセンターを利用したその人に応じた参加の社会参加の仕方を目指しております。

また、あったか以外の集いの場所がありまして、そういった場所で就労前のその人なりの過ごし方っていうところをあわせて進めております。

また会議体の中で、情報整理を行う中で個別支援の情報共有や相談できる場所がない、取組の過程や個別課題から見えてきた地域課題の検討する場が必要ということで、会議体では個別ケースの取組を十分に検討する時間が少ないために、また、当町の方では整理する中で、53件の事例を把握してるんですけども、全ての件数を把握するのは難しいため、2ヶ月に1回程度、各あったかふれあいセンターの拠点ごとに定例会を実施することになりました。この定例会を実施することで、より細かい個別の話をするできるようになりました。

加えて、福祉保健所の職員さんにも協議会では話していただいているので、助言や研修会、訪



問事例の検討会とかが出来ています。

続いて、この会議体の中から見えてきた課題についてご報告します。

資料の下の方に、課題とサポートしてほしいことという四角の枠囲みで書いてありますところをご覧ください。

まずは課題としまして、今回7つほど挙げさせていただいております。

一つ目がひきこもり支援体制の強化ということで、まず当事者及び家族は、悩みですとか困り事を抱え込むことが多いです。孤立もしておりますので、あわせて生活が逼迫した状態でやっと相談につながることが多いです。そのためこれまでは、ケースを把握しても情報共有や相談ができる場がありませんでした。そこで、支援の内容を検討する場であるとか評価する場がなかったので、今回「市町村プラットフォーム」というものを創設させていただきました。

続いて2番目のところの、関係機関の連携強化です。ひきこもりに関する相談には、就労や経済的な困窮、保健、医療、介護、不登校など多岐にわたっております。なので不登校のまま卒業した場合には相談支援とのつながりが消えることが多いです。そこで、先ほど説明にもありましたが、複合的な課題に対応していくために関係機関との連携が必要であるということが上がっております。

次は、家族支援の充実というところでは、家族も悩みや不安を相談出来ずに苦しんでおられることが多いです。訪問支援をする中でひきこもり家族の存在を隠すこともかなり多いなということも感じております。そこで、家族が思いを吐き出せる場の整備等が必要じゃないかなということがわかりました。

続いて社会参加のきっかけの場の整備です。長期にひきこもり状態にある方は社会とのつながりの回復を段階的に進めていく必要があるんですが、気軽に立ち寄れる場所であるとか社会参加の場のきっかけとなる場自体がちょっと少ないです。当町ではあったかふれあいセンターでありますとか町の集いの場がありますので、そういったところは位置づけてはおりますが、なかなかそういった場の開拓が進んでないのが、現状でございます。

5番目にですね、早期対応の促進です。ひきこもり期間が長期になれば社会とのつながりを回復するものなかなか困難になってまいります。なのでひきこもりの長期の予防化のためにも、早期発見でありますとか細かい対応というのがとても大事になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

6番目にですね相談機関の周知啓発です。ひきこもりに至る原因は多岐にわたっておりますので、悩みをどこに相談していいのかわかりにくい可能性がかなり多いと感じております。

なので悩み事に応じた相談機関をわかりやすく周知広報をしていく必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

最後に7番目の支援者の知識やスキルの向上ということで、複合的な課題を抱えるケースがかなり多いです。困窮でありますとか障害の部分ですとかそういった部分がかなり複合的になっております。なので相談や訪問支援などの直接支援に介入する職員がひきこもり支援の経験が少ないことが多いので、なかなか現場としては困っているところもあります。そこで、そういったところの知識やスキルの向上が必要なんではないかなというふうに考えております。

次に、サポートしてほしいことということです。現在開催はさせていただいておりますが県に

よる研修でありますとか困難ケースの検討会は、このままぜひ継続していただきたいなと思っております。

またつなぎ先の増設をお願いしたいかなというふうに考えております。つながる先の選択肢が多いほど、出口支援としてはとてもいいのかなというふうに思っております。町内ではあったかふれあいセンターと連携した事業ですとか、障害児のサービスというものはあります。また来年度からにはなりますが、町の取組としてチャリティーショップなどを実施していけたらなというふうに考えております。

ただし「市町村プラットフォーム」の会議体もそうなんですが一般企業の参加のほうは出来ておりません。なかなか難しい面もあるとは思いますが、実施されている企業さんもあるかとは思うので、トライアル雇用のような形でありますとか福祉的な配慮がある企業があれば、収入面もあわせて見込めるのではないかなというふうに考えております。

町内で支援の入り口の整備は一定出来てはいるんですが、出口の支援ということはなかなか広域になることもありますので、ぜひ県や国のほうからも企業等に対してそういった周知や依頼をしていただけたらなというふうに考えております。

最後に医療職の参画です。連携もそうなんですが町の「市町村プラットフォーム」の方で協議してる際によくケースの中でまずこのケースは医療かなというふうな声が実際には結構多いです。保健所にも協議には参加をしていただいているんですが、ひきこもりですとか精神面に特化した知識というのなかなかないことが多いです。

まずつなぎ先からで構わないので医療機関にも協議にご参加いただきまして、一緒に検討していただけたらなというふうに思っております。

医療機関がない市町村もあると思いますし、高知県全体として進める事業であると思いますので、県のほうからちょっと協力をお願いしていただけたらなというふうに思っております。以上です。ありがとうございました。

(委員長)

はい、ありがとうございました。市町村の取組から、これからの高知県での市町村支援、市町村のひきこもり支援の在り方、重層的な体制をどうしていくのかというふうなところなんかを協議できればというふうに思います。

いろいろ課題等、サポートしてほしいこと等もご提示いただきましたけども、何かこれに関しましてご意見やご質問等ございましたらお願いします。

医療的な支援とか医学的な物の見方考え方というところの話もありましたので、私からも一言。医療機関じゃなくても、ひきこもり地域支援センターとか精神保健福祉センターで医学的な医療的な支援というふうなところもできます。それは一つ一つのケースをどうしていくかだけではなくて、どういうふうな物の見方考え方をしてくかというところもあります。また、幡多の方へも私たちが出向いて行ってケース検討とかするんですけど、なかなかケースが出てこないっていう話もありますけど、もっと気軽に出していただければなというふうにも思いますし、医学的にどう見立てるのかとかっていうところなんか、これからひきこもり地域支援センターとか精神保健福祉センターの役割になってくるかと思えます。

重層的な県の支援として、ほかの委員の方から先ほどの市町村からの課題とかについてお話いただきましたけども。質問等ございますか。委員さんお願いします。

(委員)

市町村さんに質問をさせていただきたいと思うのですが、地域でひきこもりの方を把握した場合にこの「市町村プラットフォーム」でいろいろケースの共有をされるということですが、先ほど前半のほうの報告でもあったのですがやはりなかなか本人さんの同意を得られないケースも非常にたくさんあるのではないかなと思っています。

この「市町村プラットフォーム」に上がってくる中で、本人さんの同意が得られたものへの対応と本人の同意が得られなかったものへの対応が大体何対何ぐらいあるのかということをお話していただきたいなと思います。

(市町村)

現状としましては、本人からの同意っていうのがなかなか支援の中でも難しいところでありますので、全体の2割から3割程度までしか同意が取れた状態ではケース会が持ててないのが現状です。今後関わりを深めていく中で、少しずつその部分を増やしていきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございました。

やはり今後の市町村の体制を考えていく中で、重要になってくるのが同意がもらえなかった方への支援をどこが担うのかということです。多分その負担感とかかかる労力を誰がどういう風に分担してやっていくのが大事なかなと思います。先ほど委員さんからも出されたように地域で結構民生委員さんがそういう役割を担ってたりしてる場合もあるかなと思います。出口支援というところは、プラットホームを作ったりすることで見えてきやすいのですが、なかなか本人の同意がもらえない中での支援の体制として、そこにどういう機関が関わったりとか、どんなやり方ができるのかをしっかりと検討していくのも今後の課題なのかなというふうに感じました。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。

このあたりひきこもり支援で福祉的な支援をどういうふうに組立てていくのかというふうなところと、あと地域での困難事例ということで精神疾患とかそういった困難な背景がある方への支援をどうしていくかということで、従来の精神保健福祉活動ですね、特に保健活動が、いかにその地域で実際行われているかというふうなところにもかかってくるかなと思います。

支援を組立てていくための会議とか支援者とか周囲の人たちがこのままほっておくと大変だなと思ったけども、本人さんが手を挙げないとか SOS を求めないというふうな事例なんかはひきこもりの支援の中でも多数起こってくるかなと思います。そういったあたりは従来の行政

の精神保健活動とひきこもり支援を中心とした福祉活動というか、あと医療ですね。そういったところが本当に横のつながりが出来ない限りは、共生社会をつくっていくといってもなかなか十分出来ない。特に精神障害にも対応した包括ケアシステムというところは、医療をどうしていくのか精神保健をどうしていくのかというのが重要なので、その辺りが例えば市町村さん等がやっていく中でどう支援していくのかっていうのも重要な役割になってくるかなと思います。

あとそういったご本人さんがなかなか OK を得れない、けど家族への支援はできるかと思うんですけども。委員さん、家族会とか、当事者の活動 P R 活動なんかを一生懸命支援されているかと思いますが、なかなか本人さんが支援を求めなかったりとか、行政の中で支援をしようとしてもつなぎにくい方なんかには適切なつなぎだったりとか適切な支援でこうあってほしいなというふうなことなんかも含めて、今後ちょっとお話しいただければと思います。

(委員)

基本、本当はひきこもってる人に直接あだこうだって言ってもほとんど心の中に入っていきません。やいろ鳥の会というのは、親の会なんですね。当事者の会ではないんです。

まず、親に安心してもらってるところから入っていかないと、どうしようもないというのがあります。親がそんなにひきこもりのことを変に思わなくてもええやんか。ほかにもいっぱいおられますし、ほっとした。っていうところに、親がまず気づいてくれる。

そういう支援が家族会としては、1 番大きい支援になります。

親が安心してくると子どもに対する接し方が変わります、自然に。子どもはそれを敏感に感じております。そこで、そこから少し風を入れてやると、家族の膠着状態がほどこけていきます。なかなか理想的にいかない場合もありますけども、原則的にこれでやっていけてます。急ぐと駄目ですね。急がない。

納得してくれたらそこを一步、半歩、進めていくってところですね。

その進め方で 1 番力になるのは、元当事者、かつてひきこもりを経験した人たちが同行で一緒に家に行く。そのときのひきこもってる当事者に対する接し方っていうのは、私自身も真似が出来ない。言葉で接してないんですね。今までしんどかったよな、俺もそういう時期があったんや。それだけですね。それだけ言って帰ってくる。

次 1 週間 2 週間 1 か月後に行くまでに、ひきこもってる本人の心に何か変化が起き、少し、ほんの少しかもしれないけれど、変化を積み上げていく、これを急ぐとひっくり返っちゃいますので元も子もなくなります。

そういう少しずつ少しずつを大事に大事に積み上げてきたものはやっぱり、ひきこもりを経験した人の力がどうしても必要になってくるなと思ってるところです。

特にこれから市町村レベルでも人材育成とか居場所をふやす、あるいはひきこもり相談、あるいはその同行訪問、そういった直接ひきこもりの人たちと接する現場で一定元気になったピアサポーターたちの力を活用するっていう方向性はぜひ検討していただきたいなと思っております。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

委員さんからお話いただいて、ついついこう支援者側、行政とか支援者側が勘違いしちゃうのが、ひきこもりの方をどうやって支援して就労とかに結びつけていこうかっていうふうなところ。ひきこもりの方がそういったいろんな支援を積極的に受けるっていうところへ行くまでにすごく長い時間とか、こういう手間がかかったりとかっていうところ、そこをついつい忘れがちかなといったことをすごく思いました。

支援者がひきこもりの方に来て、訪問したりしてそしていろんなこう仕組みにつないでいく以前の問題として、ひきこもってもらっしゃる方がどういう思いで今まで生きてきたか、今生きてるのかっていうふうなところを丁寧にこう丁寧に寄り添っていくってところ、その辺りが市町村さんの課題にも出てますけど家族支援の充実っていうところでも出てますけども、本当にこう家族の方々をまず安心して受け止めるってところから本人さん、家庭全体を支援するということにつながっていただければと思います。

特に 8050 問題、9060 問題というのに出てきて、親御さんが体を壊したり介護が必要となってきた時に誰がその家庭を守ってくれるのかというようなところ、ひきこもりがなかなかこう解決しない状態でも、その家庭全体を見て見守っていただけるところもすごく重要なことかなと思っています。ついついひきこもりの方をどういふふうに社会参加させるかというのは最優先したみたいな形にどんどんなっていますが、そこでちょっと立ちどまりたいなというのを委員さんからのお話ですごく感じたところです。他の委員さんからも市町村さんからの発表、またそれを基としてこういふことが必要、もっとこうやっていかなければいけないんじゃないかなというお話なんかありましたらお願いしたいです。

今日はせっかく保健所から委員にも参加していただいているので、これから市町村を支援していく中で福祉保健所とか県の機関としての役割等々、市町村に何ができるのかっていうことも含めてお話いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

今までいろいろなお話を聞かせていただきました。就労というのが目的ではない、そこは非常に大事なところでして、社会参加というか、恐らくいろいろな選択肢を用意できるのがいいのかなと思っています。

我々のところ主に農福連携で就労ということをメインにしておりますけども、恐らくその他にもいろいろな選択肢はあるでしょうし、また現実にはここまでに至らない方も沢山いらっしゃいます。そういうことには、例えば現状ではネットワークが必要になってきますから、連携機関にお願いしないとイケないことはたくさんあります。

また、場があるとかないとかって話もありましたけれども、場というのは例えば変な言い方ですけれども支援の準備がある場所だけが場じゃないので、いろいろなチャンネルがあるはずなんです。そういうものを開拓できれば1番いいんですけど、そこまでいかななくても少し農場を提供するなり、十分な労働力にはならないかもしれませんが条件付きでお話をさせていただいたりとか、そういうようなところが必要になってくるんだと思いますし、そういうところが

役割の1つだろうと考えております。

前からこの会議で言われていることですが、非常に個々にひきこもりの方々個別個別の違いがありますので、支援において非常に細やかな部分が必要であると同時に、ある程度いろんな選択肢がありながら一本筋が通ったような進め方をしていけないといけませんので、そういうところを協議体の中でも共有していくってことは大事ですし、そのアプローチっていうのをお手伝い出来たらと思っています。

それと、おそらく私が喋ることと言えば、県の立場ということになると思いますが、場で見ますと、一部の地域ではなくて、県内であまり地域偏在がないような形で仕組みを用意できるかってことはすごく大事だと思います。

来年度の取組の中でもそういうことをいくつかやるというふうにお話がありました。

そういうところにも期待したいと考えてます。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

委員から場というのがいろんなチャンネルがあるというふうなお話もありましたけど、私も先日安芸地域の農家さんとか炭焼きに行かせていただいて、場って場所じゃなくて人だになっていうふうなところをすごく感じました。理解してくれる人がいて、農家さんがいて炭焼きの方がいて、それをつないでくれる人がいて、そこでチャンネルがピタッと合ってくると本当に社会参加につながっていくなということを感じて、やっぱりこう現場に行かないとわからないなっていうのはすごく感じたところです。ありがとうございました。

ちょっと時間の都合で、またご意見ありましたら後ほどいただければと思いますけども、次に進めていきたいと思えます。

協議事項の、(2)の今後の検討委員会のあり方についてということで、事務局のほうからまたご説明をお願いいたします。

### 3 協議 (2) 今後の検討委員会のあり方について

(事務局)

資料の8ページをお願いいたします。今後の検討委員会のあり方についてでございます。

当委員会でございますが、要綱第1条に記載のとおり高知県におけるひきこもりの状態にある人及びその家族の状況を的確に把握するとともに、その状況に応じて訪問支援、相談支援、生活支援、受診支援、自立支援等の対策の抜本的強化について、支援体制のあり方も含めて総合的に検討することを目的に令和元年10月31日から当初の任期を3年として設置・運営をしましてまいりました。

当委員会の任期につきましては下にあります要綱第5条に記載のとおり、知事または当該委員から申し出がないときは任期は自動的に更新されるものとなっておりますが、次回の当委員会が当初の任期における最後の会議となる予定でございます。

そこでこの機会に改めて当委員会のあり方につきまして、委員の皆様からご意見をちょうだいしまして、次期任期での当委員会の方向性を考える機会にできればと思い、本日最後の協議としてお時間をいただいたところでございます。

まずはこれまでの当委員会の取組状況を整理させていただきます。

資料中ほどになりますが令和元年10月から開始をいたしました当委員会では、令和元年度、2回開催をいたしまして、他県の取組状況なども収集しつつ本県としての実態把握調査の実施について検討を進めてまいりました。

令和2年度には3回の委員会を開催いたしまして、当委員会でもいただいたご意見をもとに令和2年6月に実態調査、実態把握調査を実施いたしましてその結果をもとに支援の方向を3本の柱に定めたところでございます。

本年度令和3年度には2回の委員会を開催いたしまして、3本の柱の方向性に基づく取組に加え、先ほどご説明いたしました市町村の重層的支援体制整備事業の活用支援を進めていくこととしております。これまで取組を実施する中で、主に地域で最初に情報を把握し相談を受け止める市町村におきまして、支援を進める上での課題が多く上がってまいりました。ひきこもりの人やその家族等の住みなれた地域での暮らしを支えていくためには、市町村単位での支援の充実を図ることが必要ですが、実際には市町村だけで解決を図ることは難しい場面も多いため、ブロック単位、県単位での後方支援など県としての取組の充実がより一層必要であると考えております。

事務局としましては資料の最下段に記載しておりますが、これまで委員の皆様からいただきました意見をもとに県のひきこもり支援の大枠としての方向性は確立出来たと考えておりますが、今後この方向性に基づいて主に市町村が取組を進める中で出てくる具体的な課題や県及び関係機関に対する要望事項への対応など市町村への支援を中心に検討する場として引き続き当委員会を開催していきたいと考えております。

委員の皆様には今後の当委員会及び県のひきこもり支援、取組のあり方につきまして、2点ご協議いただきたいと思っております。1点目は任期についてですが、自動更新して引き続き当委員会の中で、県のひきこもり支援について総合的に検討するものとしてよいか。2点目は今後、当委員会ではどのようなことを協議していくべきかという点につきまして、ご意見をちょうだいできればと考えております。ご協議のほどよろしく願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

ご説明がございまして2つのところを中心に、検討協議していただきたいというふうなところでございますけれども、委員の皆さんからご意見とか、ご要望とかありましたらお願いします。

一つ目の自動更新して引き続き県のひきこもり支援について総合的に検討するっていうところですが、どうぞ、委員さん。

(委員)

自動更新と直接関係するのかわからないんですが、先程委員の話を聞きながら、ピアと

いか当事者の声というところは大事な要素なんだろうなと思っています。そういった声を地域やこういう会議でも反映させるにはどういう仕組みがあればいいんだろうって考えた時に委員の構成は、大事になってくると思ったので、構成というか実際ピアサポートセンターに協力していただいているピアの方の声とかをどういうふうな形でこういう場に取り入れていけるかとかといったところは一つの観点としてはあってもいいのかなって思ったところです。

(委員長)

はい、ありがとうございました。いろんな方々に参加していただいて、また実際にひきこもりの方と一緒にお仕事されてる方とか、そういった方なんかもいろんなご意見出てくるかと思えますけど。またほかにご意見ございましたらお願いいたします。

委員が手を挙げられてたということなんで委員からお願いいたします。

(委員)

意見というか事務局意見のところを書いてある部分ですけども、一つは今まではこの会で何かが一変するんじゃないかっていう期待を持たせるような議論をずっとしてきてると思います。

ここでどんな事が話されてて、どうあるべきって言うのが話されていますので、現実問題このようなことが問題だということも話がされてます。そういうことを市町村にしっかり伝道していくような協議を来年度は出来ないかというのが一つですね。市町村との連携した取組ということもかなりつながっている話であると思います。委員構成のこともありますが、例えば委員というわけではないんですがもう少し市町村も何か参加できるよう、ZOOMで参加してもらえばいいんだろうと思うんですけど、そういうのも有効ではないかというようには考えております。

それと今日のお話の中では重層的支援の話がありましたけど、これは非常にひきこもり問題ということには有効だと考えます。重層的支援も含めた形で、市町村に対する部分的な支援というような形でこの会を運営という事に関しては、賛成でもありますし、やはり期待ができることがあるかと考えております。

(委員長)

はい、ありがとうございました。委員さんからお話いただきました。

市町村に対してどう伝道していくかっていうのはやっぱり大きな課題です。各ブロック各福祉保健所圏域また高知市さんに、こういったこう県で考えてることをどういうふういきちんとつながるようにしていくのかってところ、そのあたりはちょっと今日ではなかなか難しいですね。またその辺りも課題として出して、また検討していただくということにしていきたいと思います。

他にご意見とか、ありますか。委員さんからありまして、委員構成をどうしていくのかってところ、またこの場ではなかなか決めにくいことなので、検討していくということ、総合的に検討する場としてこれを続けていくということでは皆さん、同意していただけます。



しょうか。はい、ありがとうございます。

はい。副委員長さんからご意見とかご質問があるようですので、副委員長さんお願いいたします。

(副委員長)

総括的な意味で確認しておきたいことがあります。先ほど委員さんの当事者の方々の同意があるかないかということの話があったかと思います。支援するためにいろんな方々、~~非~~支援者側が情報共有していくのは非常に大切なことではあると思います。ただご本人の同意がないままに様々なことが進んでいたり、それから、支援者が持ち得る情報は本当に正確な情報なのかどうかとかいうことも含めてしっかり検討していかないと、非常にリスクの大きい支援の体制になるのではないかと聞いていて思いましたので、その辺り何か方針とかいうのを今後ツールも含めて、総合的に検討することも重要ではないかと思います。そのベースにある当事者の方々の思いを前提にした支援の在り方をもう1回おさえておかななくてはいけないのかなと聞いていて感じました。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

この検討委員会の中で、当事者の声をどういうふうにしていくのかというふうなことと、実際に市町村地域でひきこもり支援をしていく時に当事者の声をきちっと入れて支援していくというところ、いろいろとこの検討委員会でどこまでできるのかというのと実際の市町村のひきこもり支援で当事者の同意のないままに進めていくのがどうかなというようなこととか、いろいろ観点で違ってくるかなと思いますし、なかなかこの検討委員会でそのあたりまでこう決めていくのは中々難しいから行政の方向をここで決めていくというわけではないので、またそこは事務局の方でしっかりと県、市町村の当事者を抜きにしない、当事者参加型の支援がどうしていくかというようなことも検討していただければと思うんですが、事務局のほうから何かありませんか。

(副委員長)

参加型というのがありますが、いろんな相談機関に当事者の方が相談しづらくなる可能性があるって事ですね。ご本人の同意なく情報共有されてるということがわかった場合に相談に行かなくなる可能性があるとか、そういうことを含めて検討の必要性を感じています。

(委員長)

相談しづらくなるというのは？

(副委員長)

結局関係者がそれぞれ、情報を持ちよって協議してるということがわかってしまうと、相談者の方々は相談機関に行かなくなる可能性があるのではないかということです。

(委員長)

はい、わかりました。

ひきこもり支援だけでなく、いろんな支援に共通することかと思います。その辺りは本当に市町村の地域とか色んなこう関係会議の中で、大事にしていかなきゃいけないことですのでまたその辺りは大事にしていくというところで、副委員長さんからのご意見としてまた検討していければと思います。ありがとうございました。

(委員長)

他にご意見とか、この検討委員会についてのご質問とかございませんでしょうか。

それで今後、当委員会でのどのようなことを協議していくべきかということで、多分先ほどの副委員長さんからのこともあって、実際に市町村でひきこもり支援がどんどん充実していく時には、情報共有への本人同意といったところも検討していければということも含まれてくるかなと思います。他にこういったところを検討していければということがございましたらお願いいたします。

なかなか、そうですね今日ここで急にというのも難しいかなと思うので、いいですかね。今後またご意見等ありましたらこれ事務局のほうにこういったことを協議していきたいというふうなお話なんかも伝えていただいて、とにかくこの検討委員会は今後も続けていくという方向性で、皆さんのご賛同得たということでよろしいでしょうか。

はい、皆さんの総意ということでこの検討委員会を継続していくということで、また事務局の方で今後もよろしくお願いいたします。

他にご意見とかないでしょうか。なければちょっと長時間になってきましたので本日の議題以上にいたしまして、議事は全て終了ということで事務局のほうに司会をまたお返しいたします。どうもありがとうございました。

(事務局)

委員長、それから委員の皆様方、市町村の皆様どうもありがとうございました。

当委員会継続をするということで引き続きのご議論もよろしくお願いいたします。

それでは、本日のひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会を、閉会させていただきます。次回につきましては、令和4年度に入りまして、9月ごろを予定させていただきたいというふうに思っておりますので、また今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。